

甲種防火・防災管理再講習【併催】受講案内

つくば市消防本部

消防法施行規則第2条の3第1項の規定に基づく甲種防火管理再講習及び消防法施行規則第51条の7第4項の規定に基づく防災管理再講習を、下記のとおり実施します。

※本講習会はすでに資格をお持ちの方を対象とした再講習であり、新規に資格を取得するための講習ではありません。

記

1 講習会の日時、場所等

(1) 日時

令和8年(2026年)10月21日(水)

9時00分から9時30分 受付

9時30分から12時30分 講習(3時間)

(2) 講習会場

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市消防本部 3階 多目的ホール

(3) 定員

70人(電子申請による受付先着順)

2 講習の内容

(1) 過去5年間に於ける防火管理及び防災管理に関する法令の改正の概要に関する事

(2) 火災事例及び災害事例等の研究に関する事

3 受講料等

(1) 受講料

無料

(2) 指定テキスト

事前に自費にて指定テキストの購入をお願いいたします。

指定テキストは当日販売いたしませんのでご注意ください。

4 講習会当日にお持ちいただくもの

(1) 筆記用具

(2) 甲種防火管理講習修了証及び防災管理講習修了証(既にお持ちの免状)

(3) 指定テキスト

図説 防火・防災管理〔再講習〕(内容現在令和7年11月1日)

図書の詳細はURLまたはQRコードをご参照ください。

URL：<https://www.tokyo-horei.co.jp/shop/goods/index.php?12355>

※講習会受付時に指定テキスト及び免状を確認させていただきます。

確認できない場合は受講をお断りさせていただきますので、必ず持参してください。



5 講習会当日の駐車場について

駐車場は、つくば市役所南側の『お客様駐車場1』をご利用ください。(別図参照)

また、駐車券の無料化を行いますので、忘れずに駐車券をご持参ください。

6 受講申込みの日時、方法等

(1) 日時

令和8年(2026年)9月14日(月) 9時00分から

9月17日(木) 17時00分まで

・ 申込み方法は、インターネットによる電子申請『いばらき電子申請・届出サービス』【つくば市】による申込みのみとなります。

・ その他の方法での申込みはできません。

・ パソコン及びスマートフォンから申込みができます。

(※旧来型携帯電話(いわゆるガラケー)では申込みができません。)

(2) 申込みの手順

受講申込み受付日に『いばらき電子申請・届出サービス』【つくば市】手続き一覧から、「つくば市消防本部主催 令和8年度 甲種防火・防災管理併催再講習」を選択し申込みを行います。

URL: https://apply.e-tumo.jp/city-tsukuba-ibaraki-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=92683&accessFrom=

【手順1】利用者登録を行わず申込みを行う方法(個人情報に登録したくない場合)

① 申込受付日時に電子申請手続き一覧から、本講習会选择してください。

② 講習内容の確認と利用規約に同意していただきます。

③ 以降のお手続きの連絡先として、メールアドレスを入力していただきます。

④ 入力していただいた「連絡先メールアドレス」へこちらから、申込画面(本登録)へのURLをお届けいたします。(メールを確認してください。)

※この時点でまだ申し込みは完了しておりません。

⑤ メール確認後、記載されたURLへアクセスし、手続き申込み画面より必要事項を入力し、申込み手続きを行ってください。

⑥ 受付が完了すると、再度こちらから「連絡先メールアドレス」へ【受付完了】のメールを送信させていただきます。(申込みが完了したことになります。)

【手順2】事前に利用者登録を行い申込みする方法(申込み手続きにおいて入力作業が簡素化されます。)

利用者登録の方法は『いばらき電子申請・届出サービス』【つくば市】「利用者登録」より、表示説明に従い事前に登録を行ってください。

① 申込み受付日時に電子申請手続き一覧から、本講習会选择してください。

② 事前に登録した利用者ID(メールアドレス)及びパスワードを入力し、ログインを行ってください。

③ 講習内容の確認と利用規約に同意をしていただきます。

④ 手続き申込み画面より必要事項を入力し、申込み手続きを行ってください。

⑤ 受付が完了すると、こちらから、事前登録した「連絡先メールアドレス」へ【受付完了】のメールを送信させていただきます。

(申込みが完了したことになります。)

(3) 申込みの留意事項

・ 1つのメールアドレスで申込みできるのは1名のみです。

(1つのメールアドレスで複数の方が申込みすることはできません)

・ 迷惑メール設定等を行っている場合とメールが届かない場合がありますので、

『city-tsukuba-ibaraki@s-kantan.com』からのメールを受信できるように設定してください。

・ 受講申込み後における受講者の変更につきましては、応じられません。予めご了承ください。

甲種防火管理再講習制度について

1 再講習の受講が必要となる防火管理者

防火対象物全体の収容人員が300人以上となる特定防火対象物において、防火管理者に選任されている甲種防火管理新規講習修了者の方は一定期間ごとに再講習を受けることが義務付けられています。ただし、テナントビル等で管理権原者が分かれている場合などで、管理する部分の収容人員が特定用途で30人未満、非特定用途で50人未満のテナント等の防火管理者は除かれます。

※特定防火対象物とは、劇場、遊技場、飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院、社会福祉施設などの用途に使用されているものをいいます。

※甲種防火管理新規講習修了者であっても、現在防火管理者に選任されていない方や、特定防火対象物以外の用途（共同住宅、学校、工場、事務所など）の防火管理者の方は、受講義務はありません。

2 再講習の受講期限

(1) 防火管理者選任日が、**講習修了日から4年以内の場合**、再講習受講期限は講習修了以後の最初の4月1日から5年以内です。

(例) 講習修了日：令和3年(2021年)9月1日

防火管理者選任日：令和7年(2025年)4月1日

講習修了以後の最初の4月1日は令和4年(2022年)4月1日

よって、再講習受講期限は令和9年(2027年)3月31日までとなります。

(2) 防火管理者選任日が、**講習修了日から4年を超えている場合**、再講習受講期限は防火管理者選任日から1年以内です。

(例) 講習終了日：令和2年(2020年)9月1日

防火管理者選任日：令和8年(2026年)4月1日

再講習受講期限は令和9年(2027年)3月31日までとなります。

(3) 再講習受講以後、継続して防火管理者に選任されている場合には、再講習受講期限は直近の再講習修了以後の最初の4月1日から5年以内です。

(例) 防火管理者選任日：令和2年(2020年)4月1日

再講習終了日：令和3年(2021年)9月1日

次回再講習受講期限は令和9年(2027年)3月31日までとなります。

3 再講習の受講期限の特例

甲種防火管理講習修了者が、新たに防災管理講習の課程を修了した場合

(1) 甲種防火管理者・防災管理者としての選任日が甲種防火管理講習修了日から4年以内であり、かつ**防火管理再講習の受講期限が防災管理再講習受講期限より早い場合**には、防災管理講習修了以後の最初の4月1日から5年以内に甲種防火・防災管理再講習【併催】を受講すればよいこととなっています。

(2) 甲種防火管理者・防災管理者としての選任日が甲種防火管理講習修了日から4年を超えている場合には選任日から1年以内が甲種防火管理再講習受講期限となります。

(特例なし)

防災管理再講習制度について

1 再講習の受講が必要となる防災管理者

防災管理講習により資格を取得し、防災管理者に選任されている方。

(再講習は5年ごと)

2 再講習の受講期限

(1) 防災管理者選任日が、講習修了日から4年以内の場合、再講習受講期限は講習修了以後の最初の4月1日から5年以内です。

(例) 講習終了日：令和3年(2021年)9月1日

防災管理者選任日：令和7年(2025年)4月1日

講習修了以後の最初の4月1日は令和4年(2022年)4月1日

よって、再講習受講期限は令和9年(2027年)3月31日までとなります。

(2) 防災管理者選任日が、講習修了日から4年を超えている場合、再講習受講期限は防災管理者選任日から1年以内です。

(例) 講習終了日：令和2年(2020年)9月1日

防災管理者選任日：令和8年(2026年)4月1日

再講習受講期限は令和9年(2027年)3月31日までとなります。

(3) 再講習受講以後、継続して防災管理者に選任されている場合には、再講習受講期限は直近の再講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内です。

(例) 防災管理者選任日：令和2年(2020年)4月1日

再講習終了日：令和3年(2021年)9月1日

再講習受講期限は令和9年(2027年)3月31日までとなります。

【問合せ先】

つくば市消防本部 予防課

電話番号 029-851-2633

FAX 029-852-1475